

令和4年7月21日
子ども・若者部
保 育 部

子ども・子育て支援事業計画調整計画の検討状況について
～今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）～

（付議の要旨）

令和5年3月に、令和5・6年度を期間とする「子ども・子育て支援事業計画調整計画」を策定するため、世田谷区子ども・子育て会議で、評価・検証を行いながら、検討を進めている。今回の「調整計画」は、単に事業の需要量の見込みと供給体制の確保を定めるだけでなく、「世田谷区未来つながるプラン」と連動し、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を示すものであり、この度、基本的な考え方をまとめたので、報告する。

1 主旨

区では、子ども施策の基本的な考え方として、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「子ども計画（第2期）後期計画」を策定し、その中に各子ども事業の需要量見込みと供給体制の確保の内容及び実施時期を定めている子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」）」を内包している。

現在、本年5月に未就学児及び就学児の保護者12,000名を対象に実施したニーズ調査や利用者へのヒアリングの結果、本年7月の世田谷区将来人口推計、後期計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び評価を踏まえたうえで「支援事業計画」を見直し、令和5年3月に、令和5・6年度を期間とする「子ども・子育て支援事業計画調整計画（以下「調整計画」）」を策定するため、世田谷区子ども・子育て会議で、評価・検証を行いながら、検討を進めている。

今回の「調整計画」は、単に事業の需要量の見込みと供給体制の確保を定めるだけでなく、「世田谷区未来つながるプラン」と連動し、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を示すものであり、子ども人口の減少にあわせて支援や施設を減らすのではなく、これまでの支援や施設の種別ごとに進めてきた施策を子ども・子育て関連施策全体で必要な施策に組み換え、「子ども子育て応援都市」をバージョンアップするための施策の構築に取り組むものとする。

この度、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の基本的な考え方をまとめたので、報告する。

【計画の期間】

平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
子ども計画(第2期)(10年間)平成27年度～令和6年度									
子ども・子育て支援事業計画(5年間)					子ども計画(第2期)後期計画 令和2～6年度(5年間)				
			調整計画(3年間)					子ども・子育て支援事業計画(5年間)	
				●ニーズ調査					●二 ズ調査
								調整計画	

2 背景

(1) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果（速報値）から推測される子育ての状況

今回のニーズ調査結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、子どもと子育て家庭を取り巻く状況の変化が、以下のとおり、表れている。今後、年齢や地域等のクロス集計等の詳細の分析を行い、今年度中に報告書としてまとめる予定である。

①日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が「誰もいない」との回答が半数

・「日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人」が「誰もいない」と回答した割合は、未就学児 55.5%、就学児 49.7%となっている。

②妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくくなっている

・「妊娠中、身近な方で気にかけてくれた、助けてくれた人」は、「里帰り出産した父母」が 30.4%（前回比▲3.9%）、「近居父母」が 22.7%（前回比▲2.1%）、「近所の人」が 6.9%（前回比▲3.2%）と前回調査より下がっている。

・「出産後、一緒に子育てや家事を手伝ってもらった人」は、「配偶者・パートナー」が 79.9%（前回比+5.2%）と上昇した一方、それ以外は、「遠居の父母」が 32.3%（前回比▲3.0%）、「里帰り出産した父母」が 32.0%（前回比▲4.2%）、「近居父母」が 20.8%（前回比▲1.1%）、「父母以外の親族」が 12.3%（前回比▲2.4%）と下がっている。また、「友人・知人」が 16.6%（前回比▲3.2%）、「近所の人」が 2.6%（前回比▲2.2%）となり、いずれも前回調査より下がっている。

③子育ての心配事や悩み事の相談先が少なくなっている

・「子育ての心配ごとや悩みごとの相談先」は、「配偶者・パートナー」と答えた割合は未就学児 88.6%（前回比+2.8%）、就学児 85.0%（前回比+2.0%）と大きな変化はないものの、「近所の友人・知人」が未就学児 18.6%（前回比▲5.3%）、就学児 25.3%（前回比▲3.0%）、「子どもを介して知り合った友人」が未就学児 29.6%（前回比▲13.0%）、就学児 43.2%（前回比▲9.1%）、となっており、いずれも前回調査より下がっている。

(2)世田谷区の子どもと子育て家庭の状況

①出生数と合計特殊出生率

・区の出生数及び合計特殊出生率は、ともに増加傾向にあったが、平成 28 年から減少傾向にあり、令和 2 年の出生数は 6,684 人、合計特殊出生率は 0.99（国 1.33、東京都 1.13）となっている。

②合計特殊出生率対象年齢（15～49 歳）女性の人口の割合

・合計特殊出生率の対象である 15～49 歳女性の区の総人口に占める割合は、低下傾向にあり、令和 4 年は 24.5%（全国平均 19.4%）となっており、今後、女性人口の減少が下げ止まらない場合、その影響により出生数の減少が継続する可能性がある。

③婚姻と出産の状況

- ・減少傾向にあった区の婚姻届出件数は、全国と同様の傾向にあり、令和元年には増加したが、令和2年には急激に減少し、9,599件となっている。東京都の令和2年の女性の平均初婚年齢は30.4歳で、平成27年度以降、ほぼ横ばい傾向である。
- ・令和2年の母親の年齢別出産状況は、30～34歳で出生した母親が最も多く、続いて、35～39歳、25～29歳となっており、ともに減少傾向であるが、40歳以上だけが増加しており、出産の高齢化が進んでいる。また、令和2年の出生順位別の状況は、第1子が全体出生数の56.9%となっており、第2子の割合は33.9%と減少傾向にあり、家族内の子どもの数が減少している。

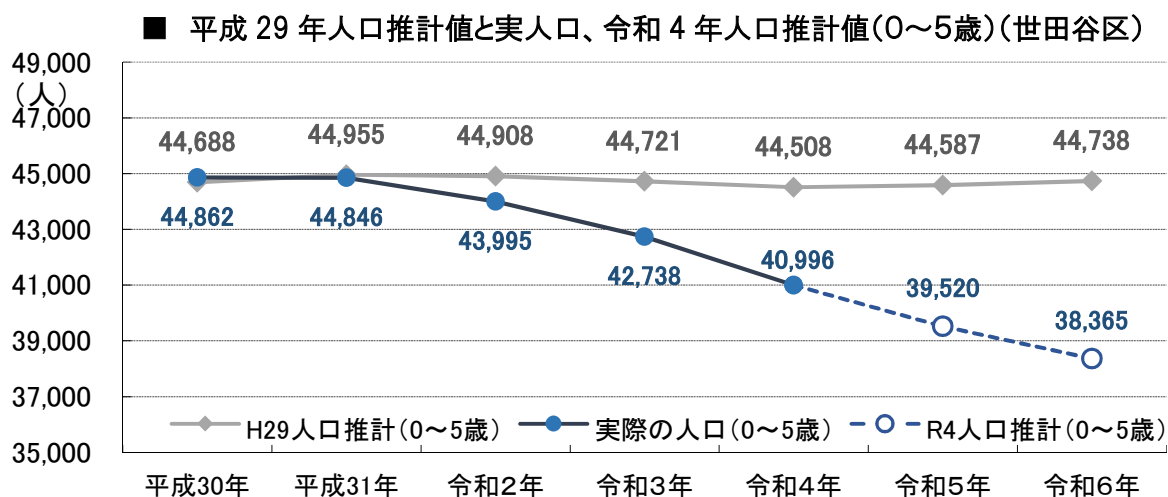
④乳幼児の養育状況

- ・令和3年度の乳幼児の養育状況について、3～5歳児の9割程度が保育所や幼稚園を利用している一方、0～2歳児は家庭養育の割合が高く、特に0歳児の75.1%が家庭で養育されている。
- ・1歳児及び2歳児は年々家庭での養育から保育所等の利用に移る傾向があるが、0歳児の養育状況の変化はみられない。幼稚園の利用状況割合は年々減少しており、令和3年度は就学前人口の22.6%が幼稚園を利用している一方、保育所等（認可保育施設・事業、保育室・保育ママ・認証保育所）の入所割合は年々上昇しており、令和3年度は就学前人口の46.0%が保育を利用している。

(3)将来人口推計

①0～5歳人口

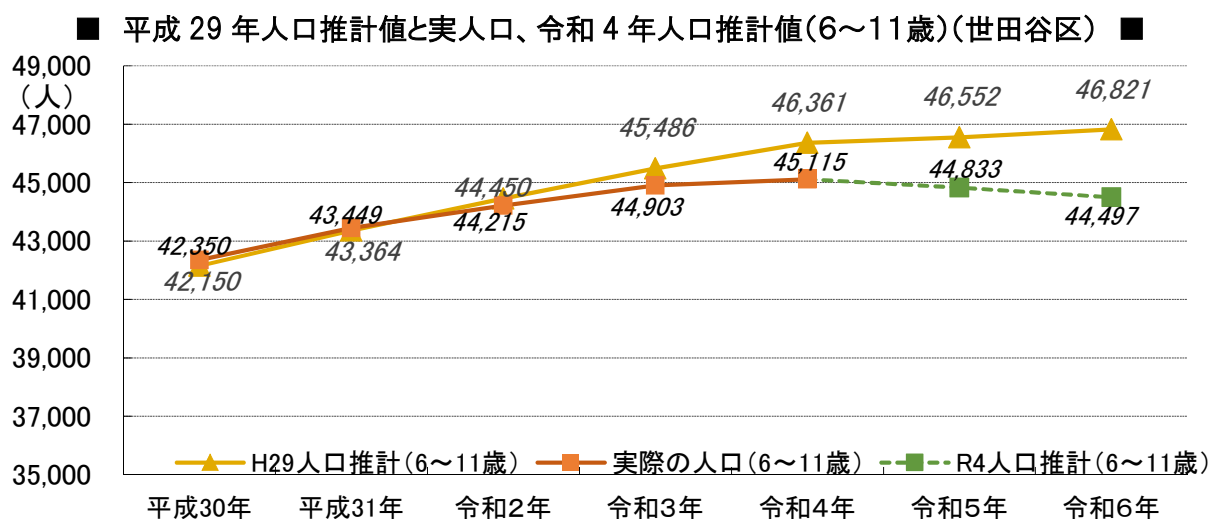
- ・平成29年人口推計値（前回計画策定時）は、令和6年度まで45,000人前後を横ばいで推移すると推計していた。実際の人口は、令和2年43,995人（推計値より約1,000人減）、令和3年42,738人（推計値より約2,000人減）、令和4年40,996人（推計値より約3,500人減）となった。令和4年人口推計値では、出生数の減少と生産年齢人口の転出超過の傾向もあり、令和6年には、38,365人となる見込みである。その後も、減少傾向は継続する推計で、10年後の令和14年には、35,000人前後となり、同水準で推移する見込みである。



【資料：世田谷区将来人口推計（平成29年、令和4年／世田谷区）より作成】

②6～11歳人口

- 平成29年人口推計値（前回計画策定時）は、令和4年度まで毎年約1,000人増加し、それ以降も、増加で推移すると推計していた。実際の人口は、令和2年44,215人（推計値より約200人減）、令和3年44,903人（推計値より約600人減）、令和4年45,115人（推計値より約1,200人減）となった。令和4年人口推計値では、徐々に減少に転じ、令和6年には、44,497人となる見込みである。10年後の令和14年には、36,000人前後となり、その後は、35,000人前後で推移する見込みである。



【資料：世田谷区将来人口推計（平成29年、令和4年／世田谷区）より作成】

(4)国の子ども関連政策の動向

- 国は、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定した。常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに対する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするため、新たな司令塔として、令和5年4月の「こども家庭庁」設置を予定している。また、子どもの権利を守るための理念などを規定する「こども基本法」の施行が予定されている。さらに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを趣旨とし、令和6年4月1日に「児童福祉法」等の一部改正が予定されている（一部をのぞく）。

3 調整計画の策定の基本的考え方

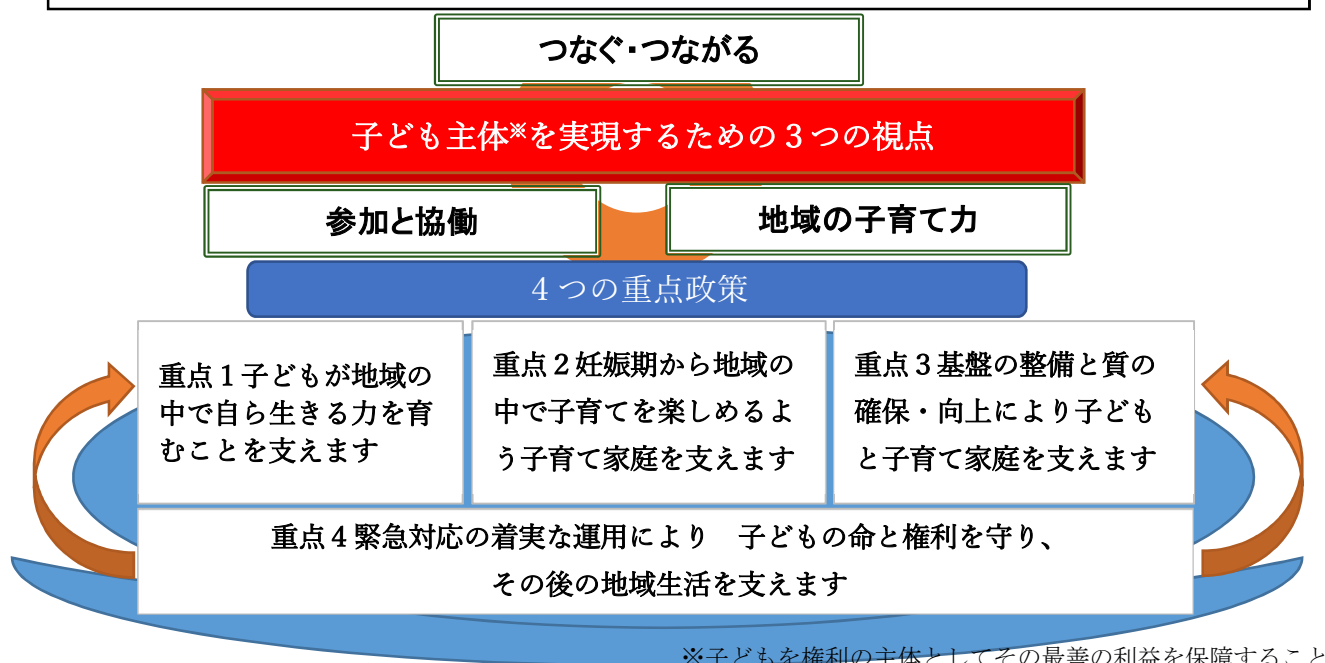
(1) 調整計画の策定にあたっての視点

- 調整計画の策定にあたっては、後期計画の「目指すべき姿」である「子どもがいきいきわくわく育つまち」、基本コンセプトの「子ども主体」、子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障することを実現する「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」の3つの視点、4つの重点政策を継承する。

世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度）

目指すべき姿「子どもがいきいきわくわく育つまち」

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来もっている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていきます。



※子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障すること

- 子ども・子育て施策を機動的、かつ実効性のある形で実施するために、令和7年度からの子ども計画（第3期）につながる施策の展望も見据えて、以下の5つの視点を踏まえ、調整計画を策定する。なお、策定後も、コロナ禍からの復興の状況によって、方向性を見直す必要が生じた場合は、子ども計画（第3期）策定の中で、改めて検討する。

◎子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障するという視点

近年、出生数や未就学児童数が減少しているが、子どもの数の減少にあわせて確保量を減少させるのではなく、子どもが健やかに育つことを支えるための支援や、出産や子育てを希望する方が子どもと楽しみながら子育てできる環境を確保し、後期計画に掲げる子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障するという視点で、各事業の必要性や効果を十分に考慮して検討する。

◎すべての子どもや子育て家庭を対象とした支援の充実という視点

後期計画では、すべての子どもが、障害の有無や家庭の経済状況、多文化とのルーツ等によって、守られるべき権利が侵害されることなく、安心して楽しく過ごすことのできる環境が守られることを目指している。困難な状況にある家庭に必要な支援に

つなげることも重要であるが、日常的に子育て家庭が、地域の人々や子育て支援につながっていることがより大切であるため、すべての子どもや家庭を対象に、子どもが安心して健康に暮らせることを目的とした施策（一次予防）を充実させる。

◎在宅子育て家庭への支援の強化という視点

0～2歳児の在宅子育て家庭が多いという現状を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保量だけでなく、利用要件の見直し等も検討し、在宅子育て家庭の育児負担を軽減するための支援を強化する。

◎働き方や子育ての多様化への対応 という視点

育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等により、働き方や子育ての環境は変化しており、子どもと子育て家庭の状況は、これまで以上に多様化している。人口推計や世帯の動態、子育て家庭へのニーズ調査や利用者へのヒアリング等をもとに、保護者のライフスタイルや働き方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向の変化を把握・検証し、確保量の見込みを検討する。

◎子どもをまちの中心に、人と人がつながる地域づくりという視点

(子ども・子育て応援都市のバージョンアップ)

「子ども・子育て応援都市」として、区民、保護者、子育て支援者、事業者等と「協働」して、地域の中で子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てを楽しむことができる地域社会づくりに取り組んできたが、長引くコロナ禍において、地域の中で子どもが周囲の大人等に見守られながら多様な経験をしながら育つことや、人とのつながりの中で子育てすることが難しい状況にある。子どもをまちの中心に、人と人がつながる地域づくりを目指し、地域の子育て力の向上を図るためのネットワークの連携強化を図る。

(2)今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）

今回の調整計画の策定の視点を踏まえ、令和7年度からの「子ども計画（第3期）」につながる施策の展望を見据え、これまで子ども施策へ投入していた資源を一体的にとらえ、今後の区を取り巻く状況に対応する必要がある。さらに、子ども・子育て施策をより一層加速させるため、以下のとおり「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を定める。

この「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」は、近年、区の出生数が減少し、国全体も人口減少社会に突入し、今後も、年少人口の減少が見込まれる中、子どもが生まれ、健やかに育つ環境を整えるためにも、単に子ども人口の減少にあわせて支援や施設を減らすのではなく、これまでの支援や施設の種別ごとに進めてきた施策を子ども・子育て関連施策全体で必要な施策に組み換え、「子ども子育て応援都市」をバージョンアップするための施策の基本的な考え方である。

①子どもの権利保障と子どもを中心とした地域づくり

子どもや若者が、地域で、様々な活動に参加し、意見を述べる中で、地域住民の一人として位置づけられ、多くの人々に温かく見守られながら、様々な経験を重ね、のびやかに育つことで、地域の人々が子どもや若者を中心につながり、すべての人々が、いきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

②地域や人とのつながりの回復に向けた日常的な見守りネットワークの強化

地区の四者連携を通じ、日常的に子どもや子育て家庭をあたたく見守り支えるネットワークの連携強化を図り、地域のつながりの中で子ども・若者が育つ環境づくりに取り組む。

③世田谷版ネウボラの新展開（在宅子育て支援の充実）

すべての子育て家庭が、妊娠期から孤立することなく、地域の人々や子育て支援につながり、健やかで安心して暮らせるよう世田谷版ネウボラの新展開に取り組む。

- ◆おでかけひろば（児童館の子育てひろば含む）：産前産後の支援を実施、より身近（ベビーカーや子どもが歩いて15分）に整備 68カ所→80カ所*（令和8年度）※未整備児童館含むと88カ所
- ◆児童館の子育て支援館を全児童館に展開 5カ所→33カ所
- ◆訪問型などの産後ケア事業の更なる支援の充実

④子ども・子育て支援の基盤整備（支援の質の向上と機能転換・拡充）

これまでの施設や財源等について、在宅子育て支援を重点に振り向け、施設種別を超えた転用を図ることにより、子ども・子育て関連施策全体のさらなる充実に取り組む。

- ◆おでかけひろば（児童館の子育てひろば含む）：産前産後の支援を実施、より身近（ベビーカーや子どもが歩いて15分）に整備 68カ所→80カ所（令和8年度）（再掲）
- ◆児童館：未整備地区に順次開設 25館→33館（令和16年度）
- ◆区立保育園：園児に限らず就学前の子どもの育ちのセーフティネット、計画的な再整備を実施 46園→39園（令和16年度）
- ◆区立幼稚園：インクルーシブな教育・保育の推進、3歳児保育の実施 8園→地域に1カ所（令和10年度以降）

⑤セーフティネットの強化

児童相談所と子ども家庭支援センターによる「のりしろ型」支援の中で、虐待等の早期発見、早期対応、再発防止を図るため、地域で多様な支援や見守りを行えるよう、子どもの不安や困難な状況、保護者の育児困難の解消を目的とする子ども・子育て支援をさらに充実する。これまで以上に虐待予防と回復に向けた支援を行うことで、子どもの命を守るためのセーフティネットとしての区の責任を果たす。

(3)今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえた更なる取組み強化策

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を踏まえ、後期計画に掲げる4つの重点政策ごとに、更なる子ども・子育て施策の強化策について、検討を進めている。

【後期計画に掲げる4つの重点政策】

重点政策1：子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます

重点政策2：妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます

重点政策3 基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます

重点政策4 緊急対応の着実な運用により

子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます

4 今後のスケジュール（予定）

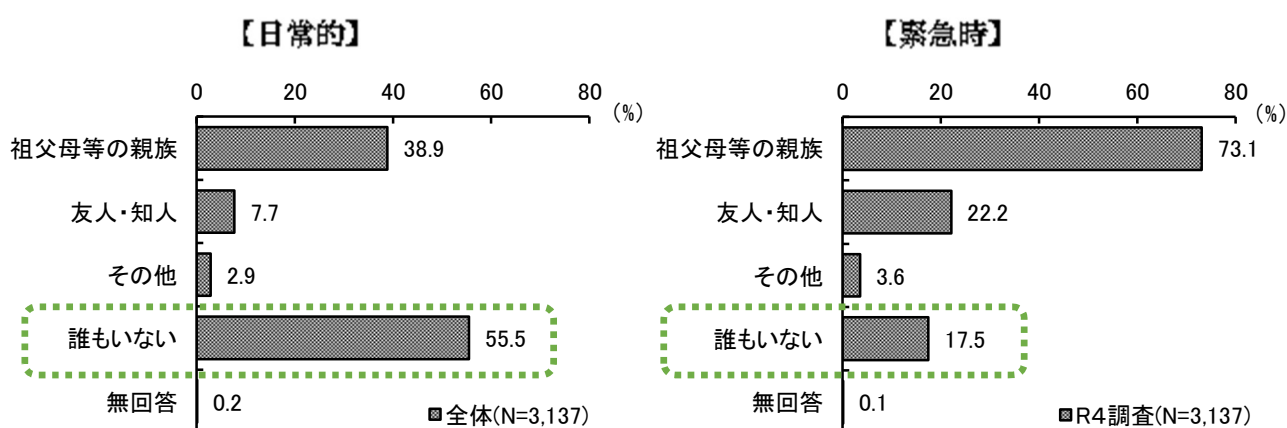
- 令和4年 7月22日 第2回子ども・子育て会議（調査速報値、素案の意見聴取）
 7月 福祉保健常任委員会（調整計画素案に向けた検討状況の報告）
 8月9・10日 政策会議（調整計画素案）
 9月 福祉保健常任委員会（ニーズ調査速報値、素案の報告）
 9月～10月 第6・7回子ども・子育て会議支援事業計画見直し部会
 11月 第3回子ども・子育て会議（調整計画案の意見聴取）
 12月22日 政策会議（調整計画案）
- 令和5年 2月 福祉保健常任委員会（調整計画案の報告）
 3月 調整計画の策定

1 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果(世田谷区) (速報値)

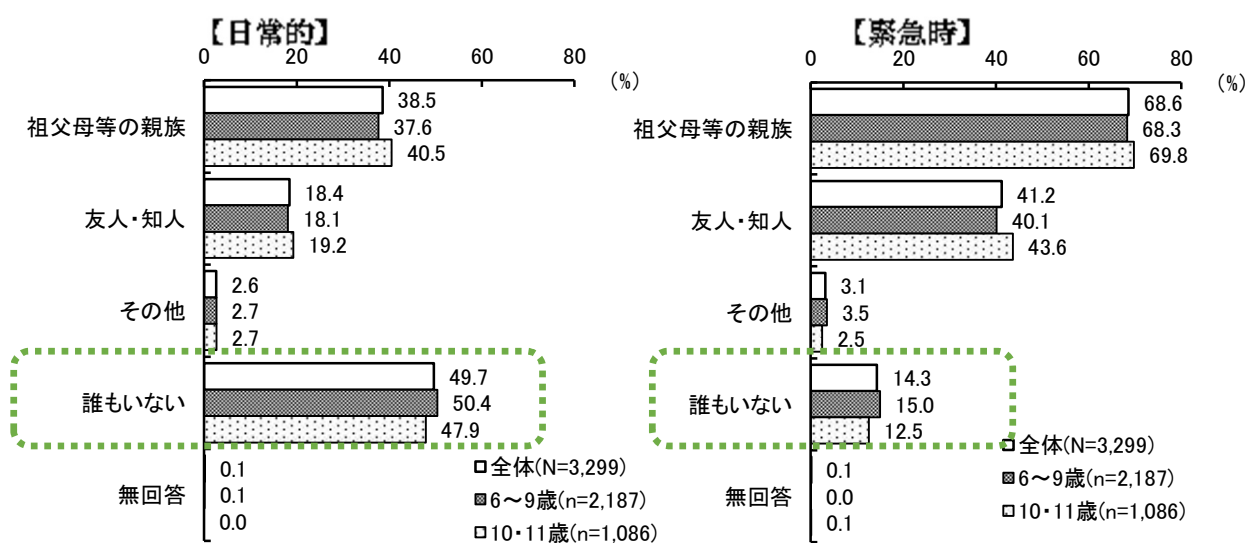
	就学前児童保護者調査	就学児童保護者調査
①対象	区内在住の0歳～5歳児童の保護者 各年齢1,000人 計6,000人	区内在住の6歳～11歳児童の保護者 各年齢1,000人 計6,000人
②回収率	52.3% ※平成30年52.1%	55.0% ※平成30年55.3%
③抽出方法	住民基本台帳から層化二段無作為抽出法(基準日:令和4年4月1日)	
④調査方法	郵送配布及び郵送・インターネット回収	
⑤調査期間	令和4年5月9日から23日まで	

①子どもをみてもらえる親族、友人・知人はいますか

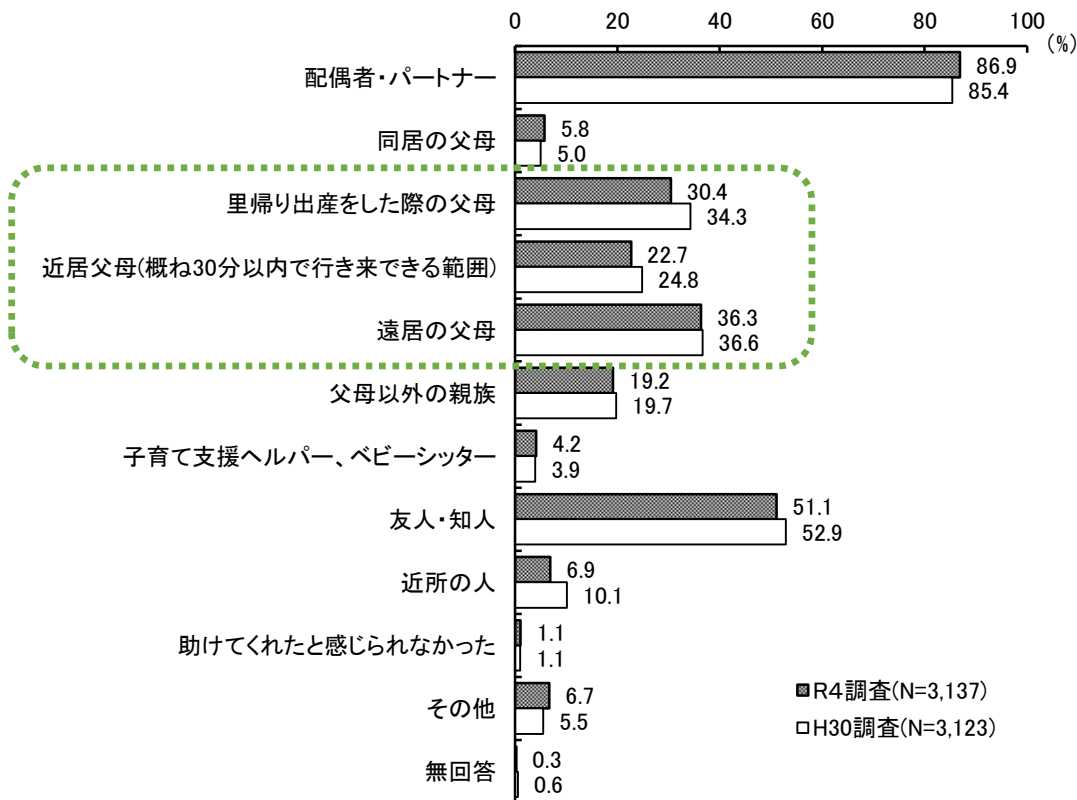
(ア) 未就学児



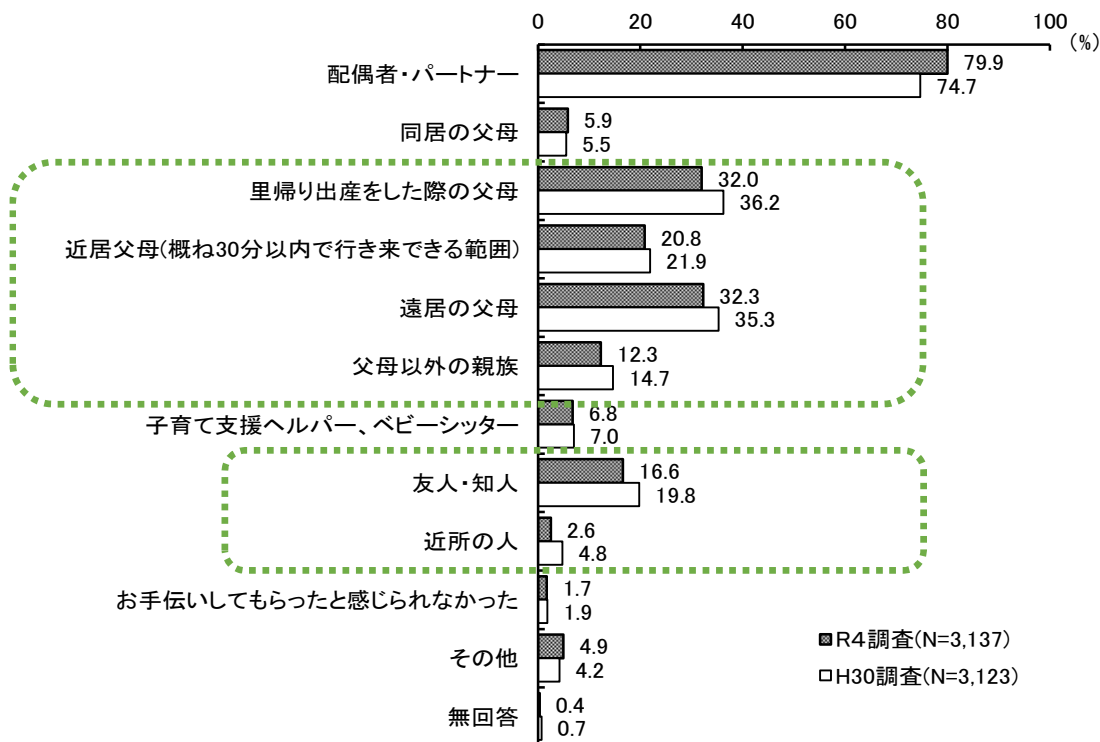
(イ) 就学児



②妊娠中、身近な方で気にかけてくれた、助けてくれた人はいましたか

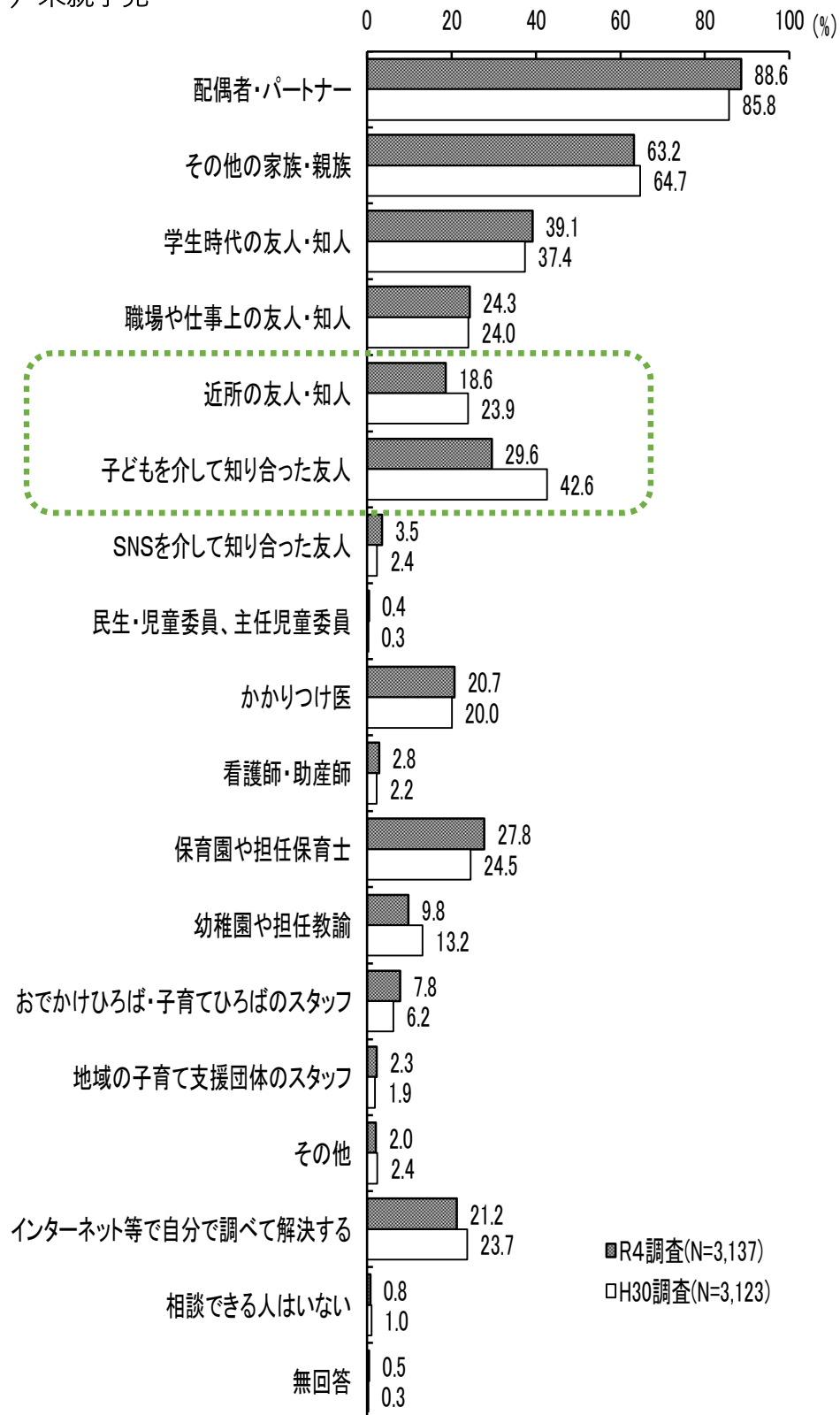


③出産後、一緒に子育てや家事を手伝ってもらった人はいましたか

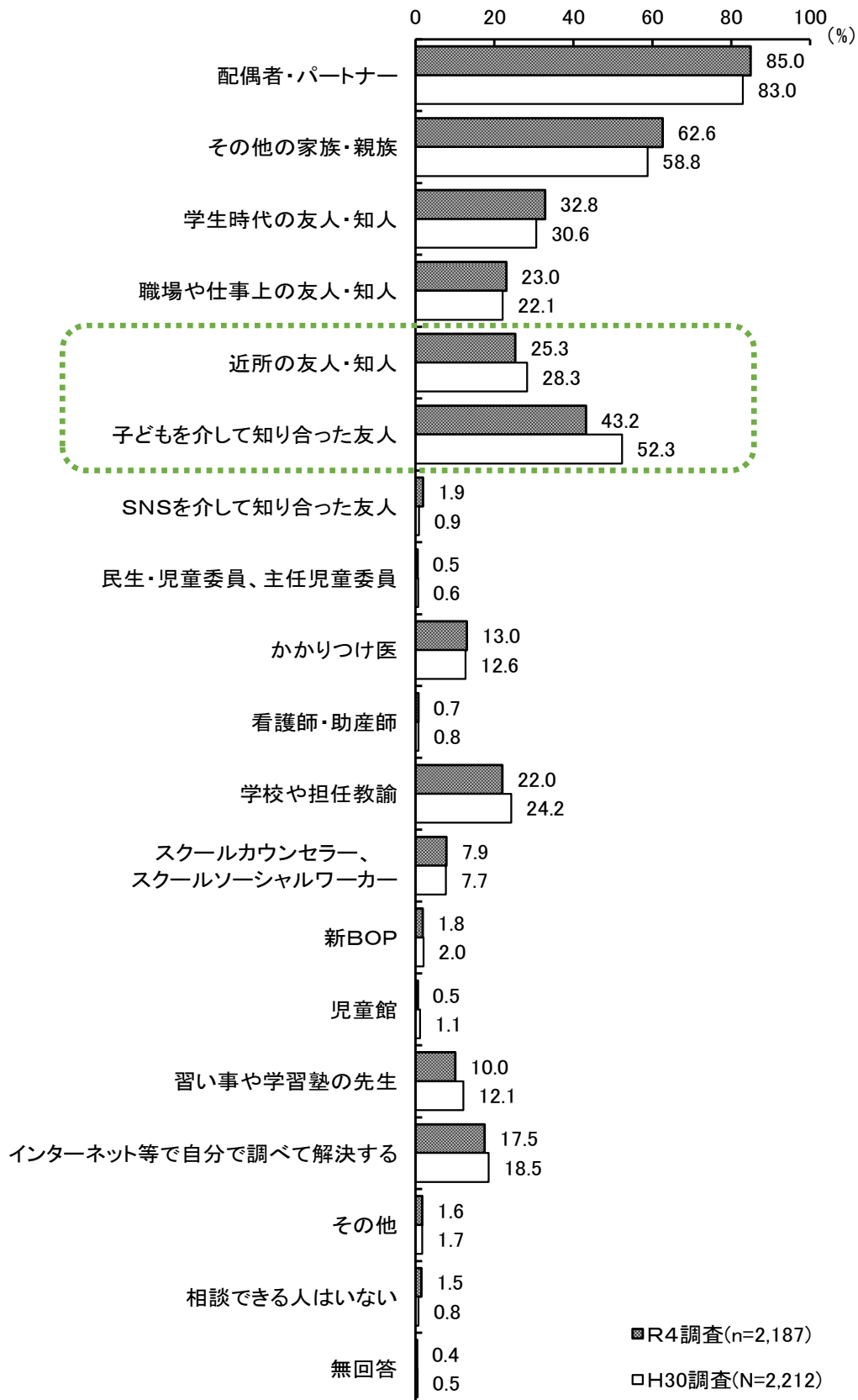


④子育てに心配ごとや悩みごとがある時、誰に相談しますか

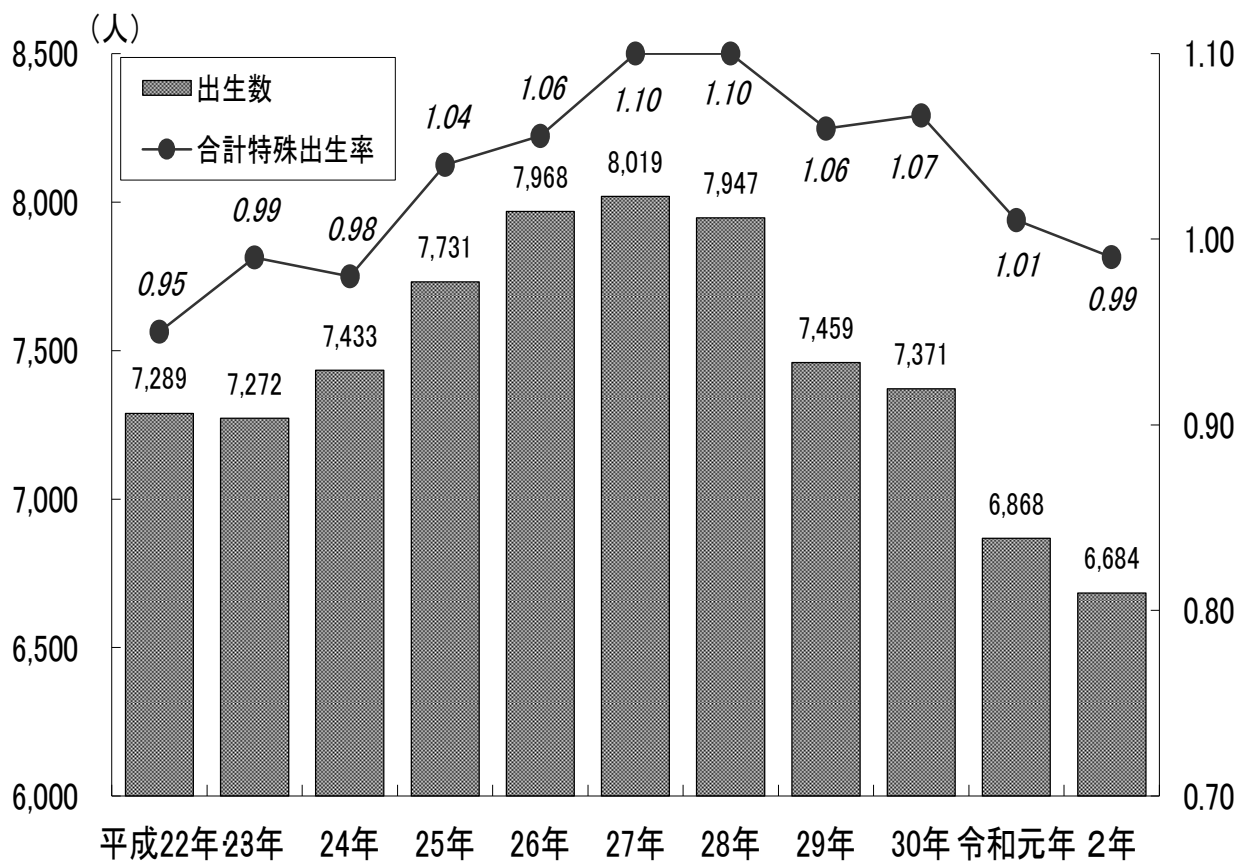
(ア) 未就学児



(イ) 就学児



2 年次別出生数と合計特殊出生率の推移(世田谷区)



資料：保健福祉総合事業概要より作成（各年10月1日）

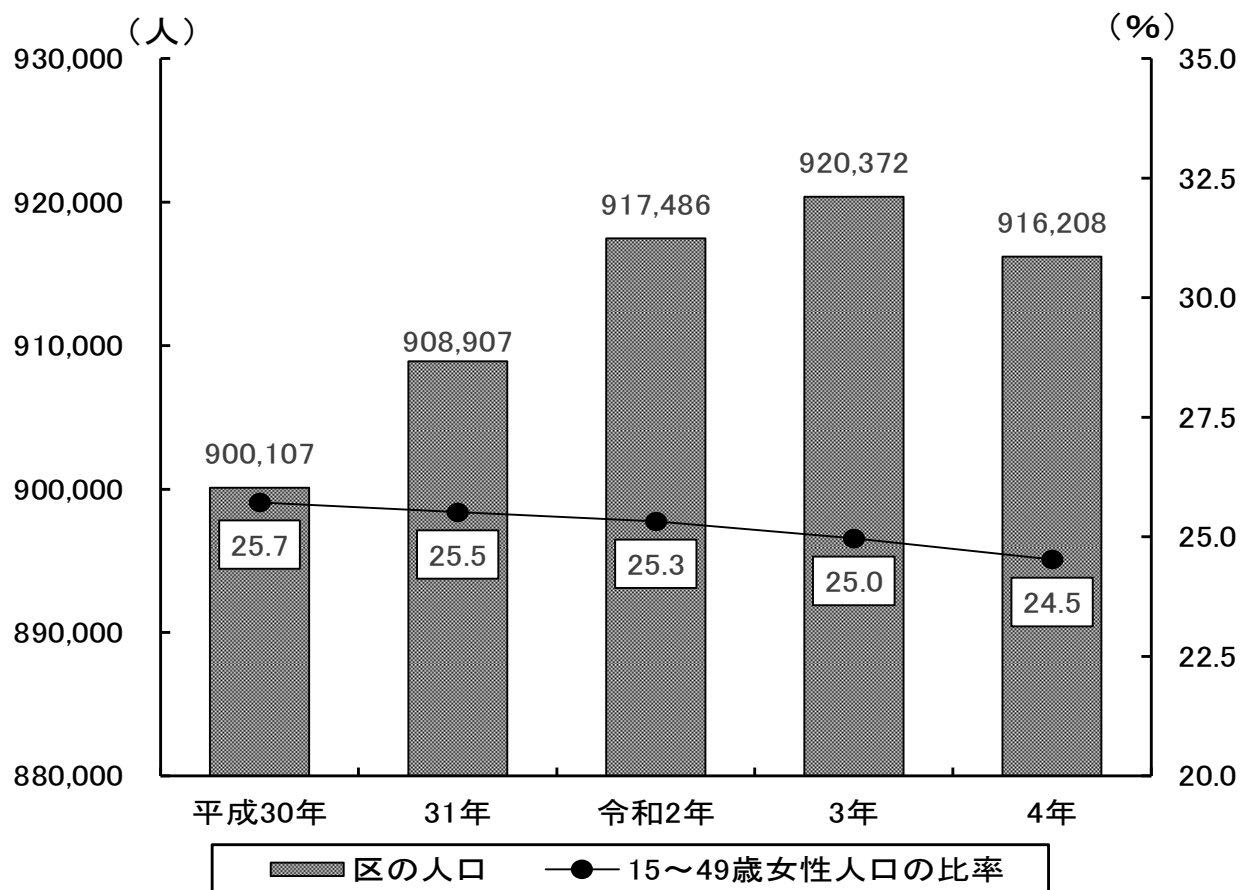
<参考：年次別出生数と合計特殊出生率の推移(全国)>

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年
出生数(人)	1,071,305	1,050,807	1,037,232	1,029,817	1,003,609	1,005,721
合計特殊出生率	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45

	28年	29年	30年	令和元年	2年
出生数(人)	977,242	946,146	918,400	865,234	840,835
合計特殊出生率	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33

資料：人口動態統計

3 人口及び合計特殊出生率対象年齢(15～49歳)女性の人口の割合(世田谷区)



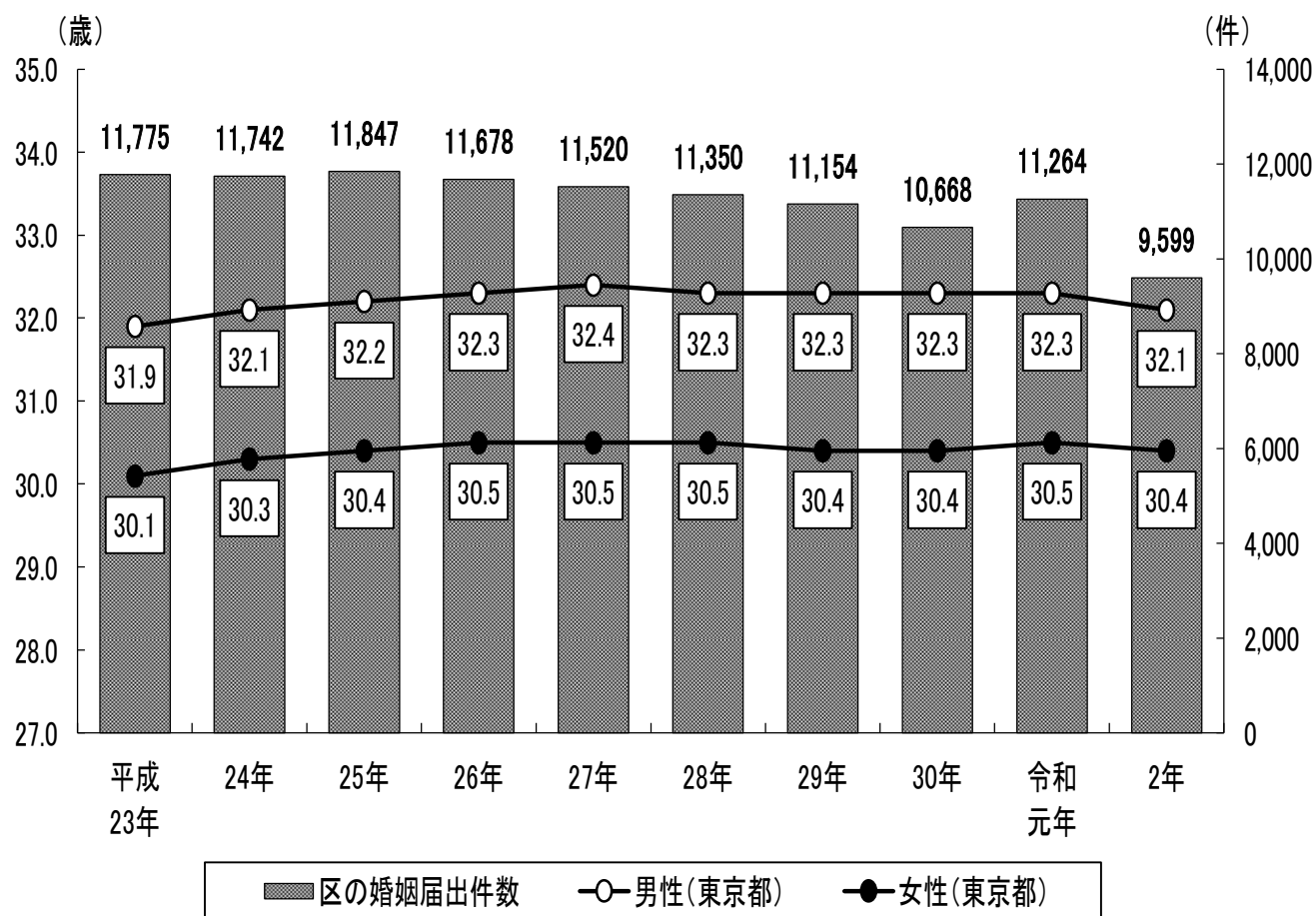
資料：世田谷区住民基本台帳（各年10月1日）から作成

<参考：人口及び合計特殊出生率対象年齢(15～49歳)女性の人口の割合(全国)>

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
総人口(万人)	12,653	12,623	12,596	12,541	12,519
15～49歳の女性の割合(%)	20.2	20.0	19.8	19.6	19.4

資料：総務省統計局「人口推計」（各年4月1日現在）

4 婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移(世田谷区・東京都)



資料：人口動態統計、世田谷区統計書

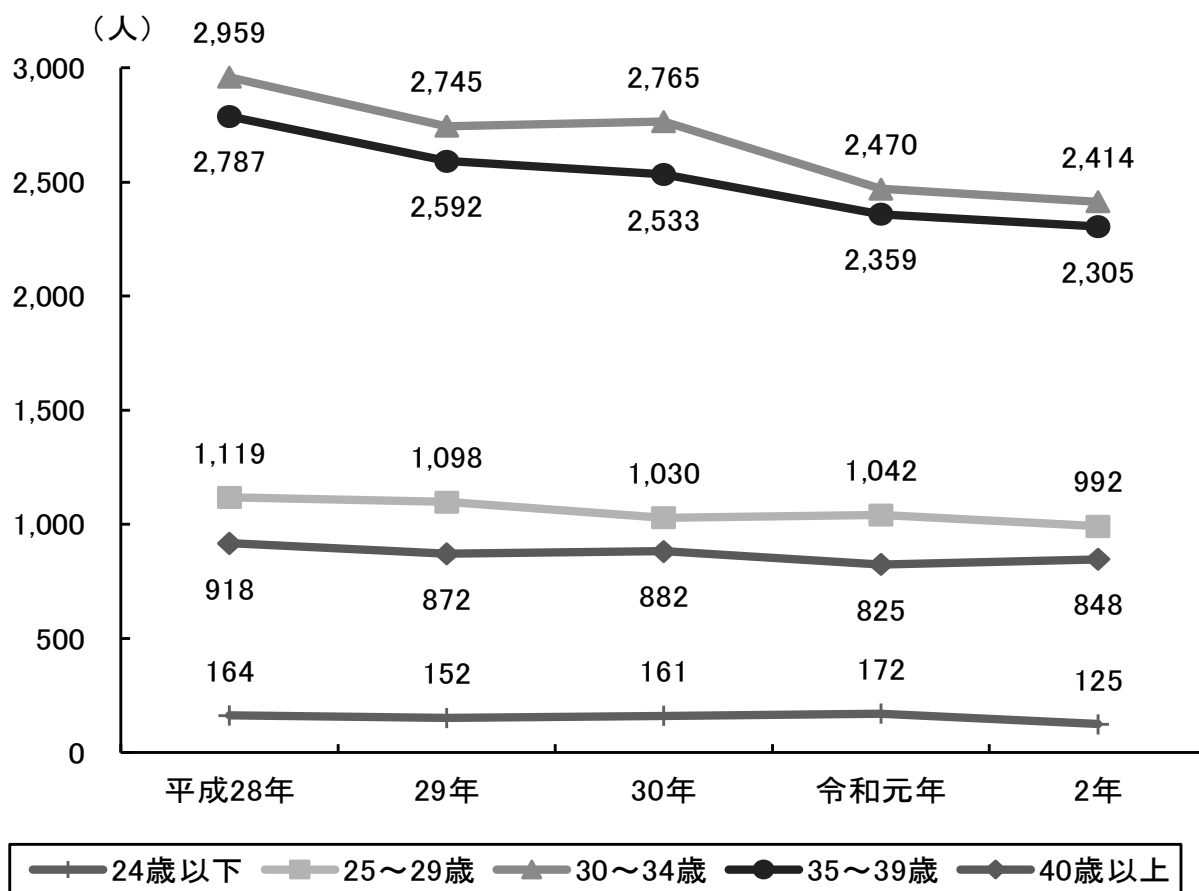
<参考：婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移(全国)>

	平成23年	24年	25年	26年	27年	
婚姻件数(件)	700,222	661,898	668,870	643,783	635,225	
平均初婚年齢(歳)	男性	32.7	32.9	33.0	33.2	33.3
	女性	30.5	30.7	30.8	30.9	31.1

	28年	29年	30年	令和元年	2年	
婚姻件数(件)	620,707	606,952	586,481	599,007	525,507	
平均初婚年齢(歳)	男性	33.3	33.4	33.5	33.6	33.4
	女性	31.1	31.1	31.2	31.4	31.3

資料：人口動態統計

5 母親の年齢別出産状況の推移(世田谷区)



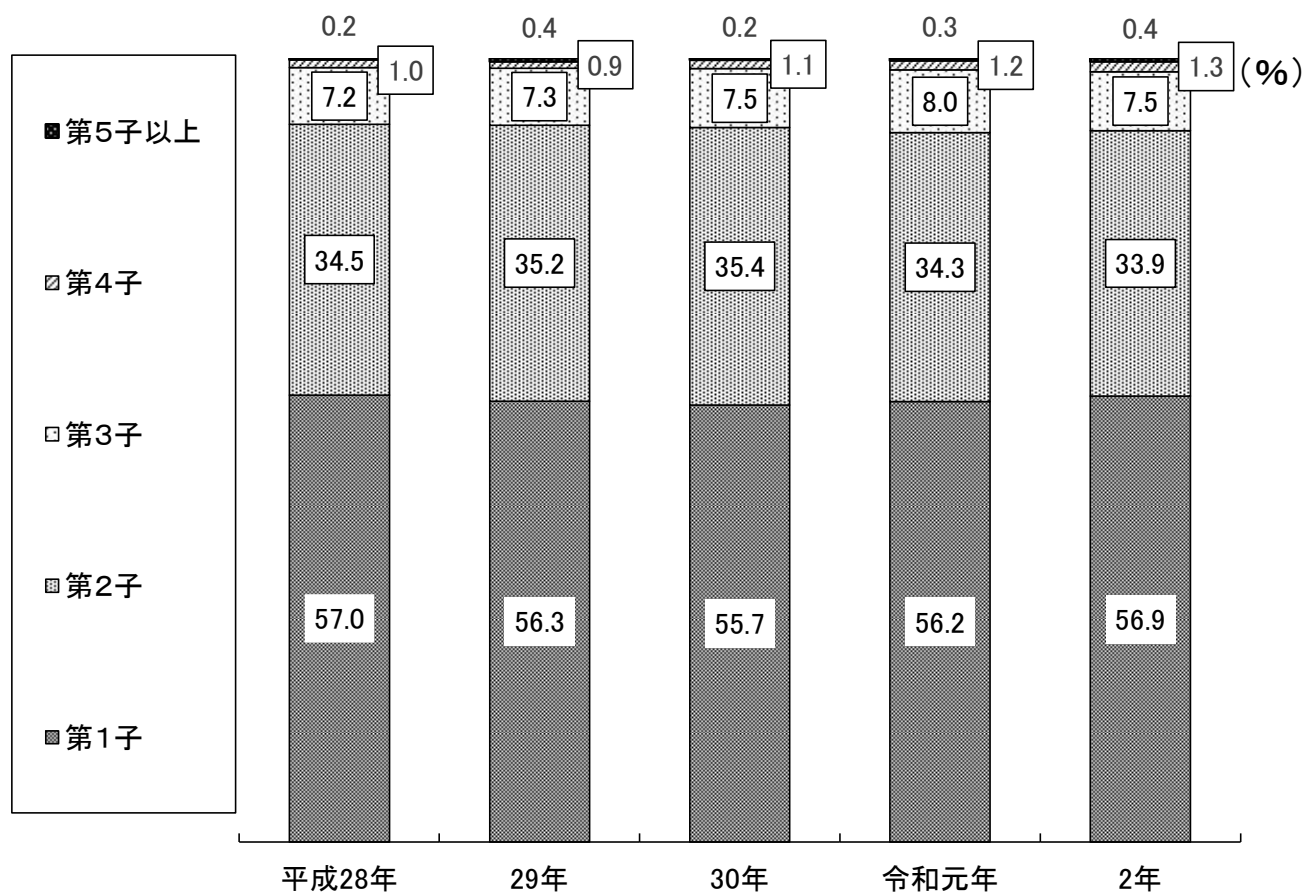
資料：保健福祉総合事業概要より作成

<参考：母親の年齢別出産状況の推移(全国)>

		平成28年	29年	30年	令和元年	2年
出生総数(人)		977,242	946,146	918,400	865,239	840,835
年齢(歳)	24歳以下	93,293	89,172	85,801	79,874	73,699
	25~29歳	250,715	240,959	233,754	220,933	217,804
	30~34歳	355,018	345,441	334,906	312,582	303,436
	35~39歳	223,329	216,954	211,021	201,010	196,321
	40歳以上	54,885	53,620	52,917	50,840	49,575

資料：人口動態統計

6 出生順位別割合の状況(世田谷区)



資料：保健福祉総合事業概要より作成

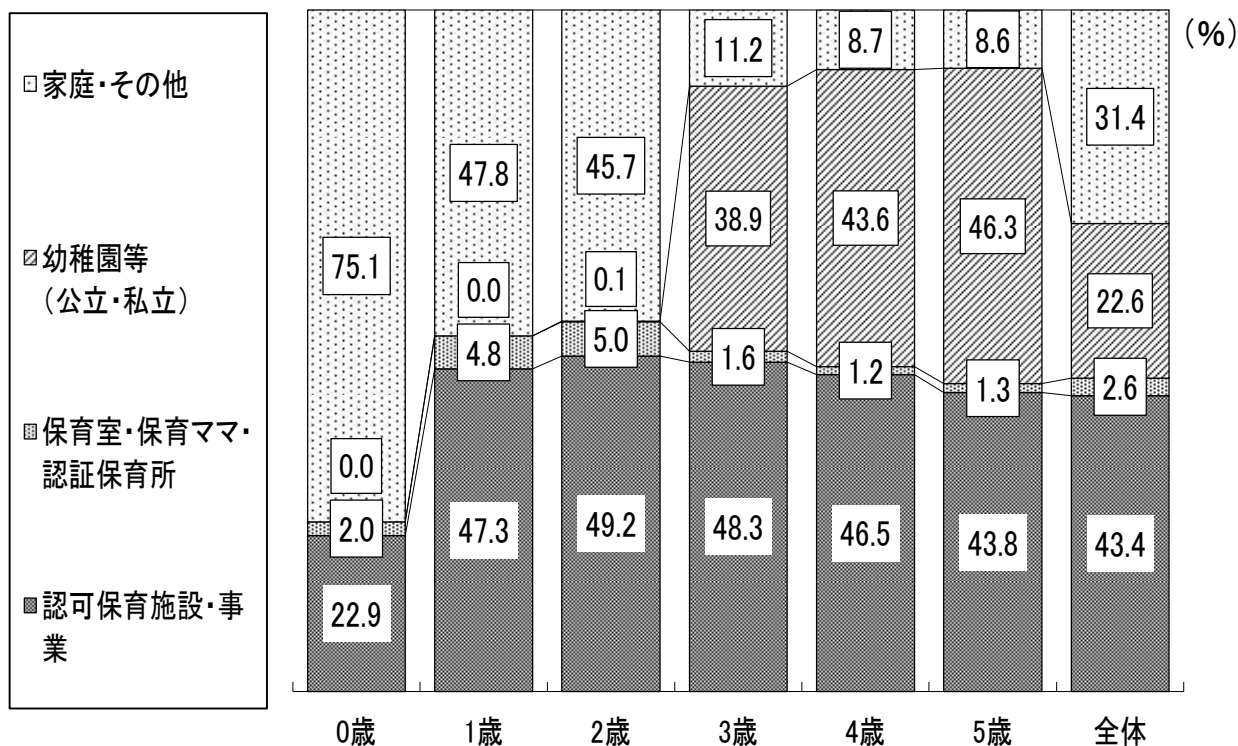
<参考：出生順位別割合の状況(全国)>

		平成28年	29年	30年	令和元年	2年
出生総数(人)		977,242	946,146	918,400	865,239	840,835
割合(%)	第1子	47.1	46.4	46.4	46.3	46.7
	第2子	36.4	36.9	36.8	36.5	36.2
	第3子以上	16.5	16.7	16.8	17.2	17.2

資料：人口動態統計

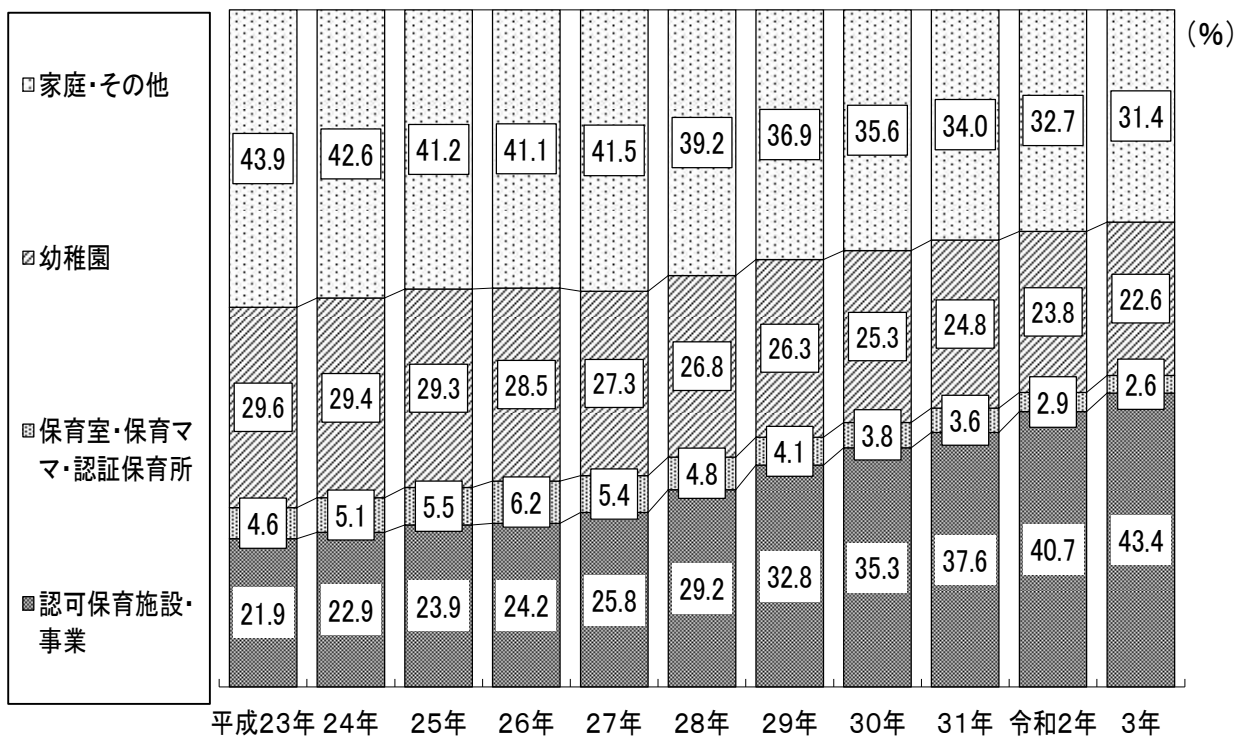
7 区の乳幼児の養育状況

(1)令和3年度(世田谷区)



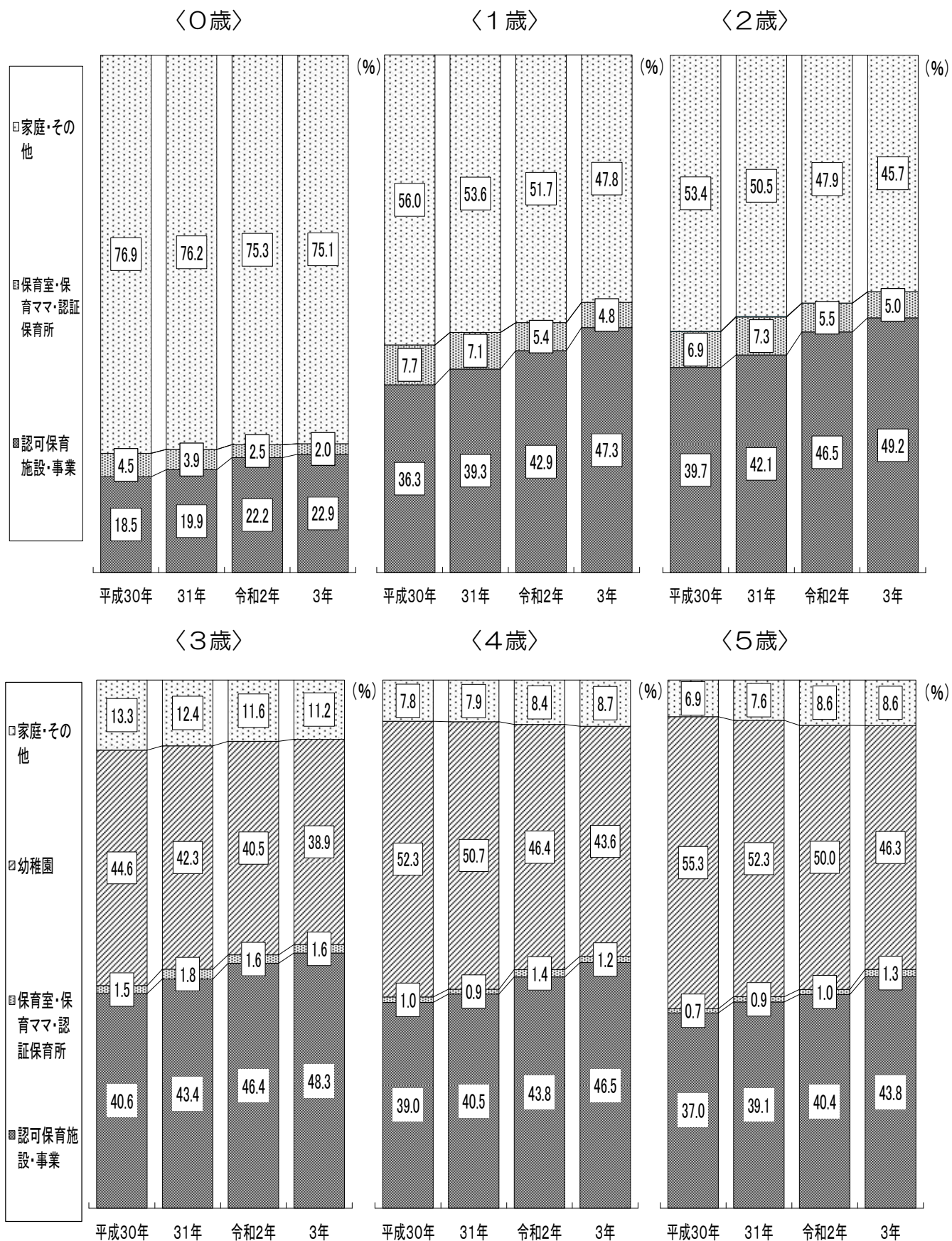
資料：保健福祉総合事業概要

(2)乳幼児の養育状況の推移(割合)(世田谷区)



資料：保健福祉総合事業概要

(3)乳幼児の養育状況の推移(0~5歳)(世田谷区)



資料：保健福祉総合事業概要から作成